

# 大洲市議会基本条例を制定しました

## 制定までの経緯

大洲市議会では、議会改革調査特別委員会を設置し、議会活動などに関するさまざまな項目について、調査・検討を行い、実施できるものから改革してきました。

その後、その検討項目等について一定の結論を得たことから、議会基本条例の制定に向け調査・検討を行い、パブリックコメントの実施等を踏まえ、平成28年第3回定例会において、本条例を委員会発議により提案し、全会一致で可決しました。

## 議会基本条例とは

議会基本条例とは、議会の最高規範ともいえる条例であり、議会及び議員の責務や活動原則、さらに、市民等との関係を明文化したものです。

## 大洲市議会基本条例

近年、国から地方への権限移譲が進み、地方公共団体の自己決定権の拡大が進む中で、地域住民に根ざしたまちづくりのため、地方議会が果たすべき役割及び責務が大きくなっている。

また、地方議会は、二元代表制の下、地方公共団体の行政監視及び評価、政策立案等を行い、住民代表機関として、多様な住民の声を反映しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すことが求められている。

このため、大洲市議会(以下「議会」という。)は、議会の活性化並びに人々が支え合い、心豊かに暮らすことができる地域社会の実現及び住民福祉の増進を図るため様々な改革を重ねてきたところである。

今後も積極的に改革を推進し、議会機能の強化、活

性はもとより、市民に開かれた議会、より信頼される議会となるよう、この条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、議会運営及び大洲市議会議員(以下「議員」という。)に係る基本事項を定め、議会及び議員が市民全体の代表として自らの役割を深く自覚し活動することにより、市民福祉の増進と市政の発展に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

### 第2章 議会及び議員の活動原則

#### 動原則

#### (議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行

わなければならない。

(1) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の政策及び事務について、監視及び評価機能を果たすこと。

(2) 公正性及び透明性等を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。

(3) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。

(4) 議会内での申合せ事項は、不断に見直しを行うこと。

(5) 市民の傍聴の意欲を高める議会運営を行うこと。

#### (議員の活動原則)

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行うなければならない。

(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

(2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、更なる自己研鑽に

努め、市民の代表としてふさわしい活動すること。

(3) 議会の構成員として、一部団体及び地域の代表に捉われず、市民全体の福祉の増進及び市政の発展を目指して活動すること。

#### (党派)

第5条 議員は、党派を結成することができる。

2 党派は、同一の理念を共有する議員で構成する。

3 党派は、議会運営、政策決定、政策提言、政策立案等に関し、党派間で調整を行い合意形成に努めるものとする。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)  
第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たすよう努めなければならない。

2 議会は、市民の意思を議会活動に反映させることに努めるものとする。